

**「戸籍法等の改正に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要**

目次

第1	氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの戸籍の記載事項化に関する事項.....	1
1	戸籍の記載事項への追加.....	1
2	氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性.....	5
第2	氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの収集に関する事項.....	10
1	氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集.....	10
2	既に戸籍に記載されている者に係る収集.....	11
第3	氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの変更に関する事項.....	20
1	氏又は名の変更に伴わない場合の規律.....	20
2	氏又は名の変更に伴う場合の規律.....	24
	中間試案に関連するその他の意見.....	25
	中間試案以外の戸籍事務に対する意見.....	27

(前注)

- 1 「戸籍法等の改正に関する中間試案」(令和4年5月17日法制審議会戸籍法部会第6回会議取りまとめ)について、本年5月27日から6月27日までの期間、意見募集の手続を行った。これに対し、合計142通の意見が寄せられた。
- 2 この資料では、以下の略語を用いている。
「中間試案」＝戸籍法等の改正に関する中間試案
「補足説明」＝戸籍法等の改正に関する中間試案の補足説明
- 3 この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また、【その他意見】などとしてその概要を紹介している。
- 4 各団体の名称は、以下の略称を用いている。その他の法人名及び個人名は記載せず、「法人」又は「個人」と記載した。
「日弁連」＝日本弁護士連合会
「日司連」＝日本司法書士会連合会
「大阪司」＝大阪司法書士会
「石川司」＝石川県司法書士会
「福岡行」＝福岡県行政書士会
「最高裁」＝最高裁判所家庭局
「江戸川区」＝東京都江戸川区
「宗像市」＝福岡県宗像市
「志免町」＝福岡県糟屋郡志免町
「京産大」＝京都産業大学法学部
「奈教大」＝奈良教育大学
- 5 中間試案に対して寄せられた意見の中で、表現等が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。
- 6 中間試案に掲げた個々の項目と関係がないと判断された意見や趣旨が不明であった意見などについては、この資料で紹介していない。

第1 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項への追加

戸籍の記載事項として、戸籍法第13条に次のいずれかの規定を設けるものとする。

【甲案】氏名を平仮名で表記したもの

【乙案】氏名を片仮名で表記したもの

(注) 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものとして戸籍に記載することができる平仮名又は片仮名の範囲は、平仮名についての表記の方法を定める現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1（直音、拗音、撥音、促音）又はこれを片仮名に変換したもののほか、小書き（「ぁ」、「ァ」など）及び長音（「ー」）など、戸籍の氏名に用いることができる文字及び記号も範囲に含めることが考えられる。

(意見の概要)

1 「戸籍の記載事項化」についての総論的な意見

【賛成】5件（個人5件）

【反対】16件（宗像市、個人15件）

- ・ そもそも戸籍の記載事項として読み仮名が必要か。マイナンバー連携、住民票コードにより個人特定は可能であり、十分ではないか。名の音に重きを置くのであればひらがな、カタカナで命名すれば済む。日本語発音をローマ字表記したところで、海外においてそれを正確に読み取ってもらえるわけではない。（宗像市）
- ・ 我が国での名前の読み方については、複数の読みがあることや読みを変更することが多くあり、本来的に読みを一つに固定することになじまない。
- ・ 現状の戸籍事務を考えた場合、審査項目が増え、受理できない届出が増えることが予想され、届出する市民にも受け付ける自治体職員にも手間が増えるだけ。氏名の漢字から許容できるかどうかは、明確には示すことができず、裁判所の判断に委ねるようになれば、出生しても受理できるまでに期間がかかることになり、無戸籍者を増やしかねない。そもそも、国民から望まれて検討したものではないため、反発も予想される。
- ・ 戸籍において読み仮名が登録されていないことについて、様々なシステムの改修等を含む費用をかけて行うほどの問題は起きていない。
- ・ 今更ながら戸籍に振り仮名が必要不可欠の事項であるのか。振り仮名が付いていないことによって、特に不利益が起こったわけではない。（以上、個人）

2 試案本文に対する意見

【甲案を支持する意見】12件（奈教大、個人11件）

- ・ 日本の社会においては氏名の読みは平仮名で表記されることがより一般的であるから、平仮名によるほうが国民総体の負担が小さいと考えられる。

- ・ 日本語においては通常、ひらがなが表記に用いられ、外来語などにおいてカタカナが限定的に用いられるに過ぎない。現に小中学校においても氏名について漢字を用いない場合にはひらがなを原則として用いる教育を行っており、日本語の通常の慣用に合致する。
- ・ 本来の日本語のかなである平仮名を用いることがよい。
- ・ 「公用文作成の要領」及び「公用文作成の考え方」においては、振り仮名は平仮名で付すこととなっていること、片仮名は似た文字（「ソ」と「ン」、「ス」と「ヌ」など）や漢字と紛らわしい文字（「カ」と「力（ちから）」、「ニ」と「二（２）」など）が平仮名よりも多く、届出する人の書き間違い、戸籍窓口担当者の読み間違い、入力ミス等の危険性が平仮名と比べて高い。
- ・ 片仮名とした場合には、戸籍証明が横書きであることから「ノ」「レ」が続いた際の「ル」あるいは「ヲ」「ラ」「フ」の誤認が懸念されるため。（以上、個人）

【乙案を支持する意見】 25件（日弁連、日司連、石川司、福岡行、京産大、江戸川区、宗像市、法人1件、個人17件）

- ・ 片仮名表記は、平仮名表記と比較して、表音が容易であり、外来語の表記に違和感を覚えにくいという特徴がある。我が国における国際化の進展に伴い、外国にルーツのある国民も増加しており、外来語やそれに類するものを起源とする名の読み方が現れるなど、読み方の多様化が進むことが想定される場所、そうした読み仮名については片仮名表記の方が馴染みやすいと思われる。特に、長音や「ヴ」など平仮名ではなじみがない表音についても片仮名の方が有用であると考え。（日弁連）
- ・ 外国を起源とする名に命名する場合、帰化により氏名を定める場合、外国人との婚姻によって氏を外国人配偶者の氏に変更する場合及び戸籍法第107条第4項の規定により子が外国人父母の氏に変更する場合があることから、片仮名表記が望ましい。（日司連）
- ・ 外国由来の名前も今後増えると思われ、片仮名の方が多様な表現がしやすいと考える。（石川司）
- ・ 公証役場での遺言検索、法務局での自筆証書遺言の保管の他、既存の手続きには片仮名表記が多く用いられているため。（福岡行）
- ・ 戸籍の記載事項は国のベース・レジストリに指定され、戸籍の氏名の読み仮名は、いわゆるマスターデータとして、今後、官民で利用されることに鑑み、表音が容易であり、既に金融機関等で用いられている片仮名表記が望ましいと考える。（江戸川区）
- ・ もし、附すことを前提にどちらかを選ぶとすれば、多数機関が保有する情報との整合を考え、カタカナを採用したほうがいいのではないかと。（宗像市）
- ・ 顧客の銀行口座の登録時などは全銀システムを利用するため片仮名での照合を行う必要があり、本人確認書類が平仮名である場合は、片仮名への変換等の対応

をしたうえで銀行口座の登録などを行う必要がある。片仮名を採用することにより、全銀システムをはじめとする様々な場面での業務効率化が図られるとともに、種々のエラー等の削減効果も期待でき、より効果的かつ円滑な活用が図られる。

(法人)

- ・ 「ヴ」や「ー」（長音記号）、拗音や促音を含めた小書きは片仮名表記の方がなじむこと、国際化の進展により、外国からの帰化者が増えたり、外国風の命名がされたりすることが今後も増えていくと思われること、早く文字が書きやすく、事務処理の迅速化に資すること、民間企業等も準拠するようになったときに、これまでの蓄積データと互換性をもたせやすいことからしても、片仮名の方が優れている。
- ・ コンピュータでの処理を想定する場合、片仮名の方が「ヴ」など多種多様な文字を使用できる。
- ・ 読み方をカタカナ表記にしたほうが表音が容易であり、外来語の表記に違和感を覚えにくい。国際化の進展にも沿う。
- ・ 一般に、片仮名を用いる方が文字がはっきりする。また、直線的であるため誤字が少なく、公的文書、事務処理に適していると考えられる。
- ・ 読み方として「音」の記述にたけている「片仮名」が望ましい。
- ・ 外国に由来する名前の場合、カタカナ表記のほうが違和感が少ない。カタカナのほうがひらがなよりもその「音」を強く表せるので、音を重視した名づけが増えてきた現在では好ましい。
- ・ 「ヴァ、ヴィ、ヴェ」等、ひらがな表記になじまないものがあるため。(以上、個人)

【その他意見】

- ・ 実父母又は養父母が外国人である場合の当該外国人の氏名及び妻又は夫が外国人である場合の身分に関する事項の当該外国人の氏名については、片仮名表記に加え、ローマ字及び当該外国人の母国語による表記もするべきである。(日司連)
- ・ 戸籍自体の記載方法は、平仮名か片仮名かいずれかに統一すべきだとしても、届出書等の表記方法としては、平仮名でも片仮名でも、どちらでもいいとしておくべきである。
- ・ 平仮名とするか片仮名とするか、又は混ぜ書きとするかは自由であるべき。
- ・ 氏名を平仮名または片仮名で表記した情報とともに、ローマ字（アルファベット）による表記も戸籍の記載事項に追加すべき。
- ・ 英文字表記とすべき。
- ・ 平仮名（片仮名）で表記の氏名を戸籍法の「氏名」とは別個のものと位置付けることは、無理がある。平仮名だろうが片仮名だろうが、「氏名」であることに変わりない。(以上、個人)

3 試案本文の注に対する意見

- ・ 「ゐゑをキエヲ」や「くぐ（踊り字）々々」といったものは、もはや使えないもの（ただし、「をヲ」は助詞としては使用可）としておくべきである。
- ・ 試案に列挙されている文字のほか、少なくとも「ッ」「ヴ」「キ」「エ」は現代の国民生活で実際に使用されている文字なので、法案制定までの間にその扱いを確定させておく必要がある。一方で「ガ」、「ギ」など現在一般的に使われていない文字、変体仮名については、一律不可として差し支えないと考える。
- ・ 小書きや長音記号、「ア・イ・ウ・エ・オ」に「濁点」を付したものを除外するとともに、「ヲ」は日本における氏名の読み方の表現としてはふさわしくない。
- ・ 小書きの片仮名（あるいは平仮名）を認めるならば、アイヌ語の表記に用いられる小書きの仮名に関する手当てが必要。
- ・ 「小書き（「あ」、「ア」など）及び長音（「ー」）など、戸籍の氏名に用いることができる文字及び記号も範囲に含める」のが望ましい。（以上、個人）

4 「氏名を平仮名（片仮名）で表記したもの」という名称についての意見

- ・ 「仮名（かめい）」、「仮名（けみょう）」と紛らわしいため、「かな氏名」「カナ氏名」などとして「仮名」の表記が現れることを避けるべき。
- ・ 氏名の「読み方」を表記したものと位置付けるべき。
- ・ 「ふりがな」でよいのではないか。（以上、個人）

2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性
氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による（注1）。

【乙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする。

【丙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、次のいずれかとする。

- ① 国字の音訓又は慣用により表音されるもの
- ② 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、字義との関連性が認められるものその他法務省令で定めるものを届け出た（申し出た）場合における当該表記

（注1）【甲案】について法令に規定することも考えられる。

（注2）【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが使用されているという社会的慣用を意味するものである。

（意見の概要）

1 試案本文に対する意見

【甲案を支持する意見】23件（日弁連、日司連、石川司、福岡行、奈教大、個人18件）

- ・ 賛成。ただし、氏名の文字と「読み方」との間に全く関連性が認められないもの（「太郎」という名の文字に「ハナコ」と読み方を付すとか、「鈴木」という名の文字に「サトウ」と読み方を付す等）は、もはや氏名の「読み方」とはいえないもので、「権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による」と記載されている限度で、「読み方」は制限されると解釈されるべきである。（日弁連）
- ・ 外国人との婚姻によって氏を外国人配偶者の氏に変更する場合、帰化により氏名を定める場合及び子が外国人父母の氏に変更する場合、外国由来の氏名の読み方を想定できないこともあることから戸籍法に規律を設けるべきでない。（日司連）
- ・ すでに氏名について、音訓・字義との関連性がない当て字とされる読み方の市民がおり、規制することは不可能。（石川司）

- ・ 実務対応が可能な唯一の案であり、その内容は法令に規定すべきではない。
- ・ 名づけにおける親などの権利（命名権）は広く社会的に承認されており、社会通念に照らして許されない名前でない限りは、親などの命名権行使の自由は尊重されるべきである。
- ・ 命名の行為と権利が法律と政府機関によって制限されるのは不当である。差別的な氏名や他人を不快にさせるような氏名は当然制限されるべきであるが、そのようなものを除き、専ら当事者の責任と判断によって決定すべき。
- ・ マイナンバーの普及がすすむ現在、氏名の個人同定機能はどんどん小さくなってきており、相対的に文化・アイデンティティ等の性格が強いものとなっている。規制は極最小限に留め、国民の自己決定権を極力尊重すべき。（以上、個人）

【乙案を支持する意見】 7件（宗像市、個人6件）

- ・ 「よみかた」を組み込むのであれば、名に使える文字同様、公益性をベースに制限すべき。巷に存在するカタカナや音のみで存在する表現に対し、単に個人が想起した漢字を当てて、氏名と「よみかた」を組み合わせることは容認しないように整理を望む。
- ・ 「社会において個人を識別する基礎情報」として、デジタル社会における利便にとって重要な情報というのであれば、活用を軸に考えた社会性の面を重視した制度設計を考えるべき。個々の意見や話題性に振り回されないように制度固めをお願いしたい。（以上、宗像市）
- ・ 権利濫用、公序良俗法理だけでは複雑な問題発生の際に、その解決に時間を費やし事務処理の円滑を損なう懸念があるため。（以上、個人）

【丙案を支持する意見】 10件（京産大、江戸川区、個人8件）

- ・ 既に社会的に認められている個人の氏名の読み仮名を否定すると、個人の同一性について社会的混乱を招くと考えられることから、これを許容する案が望ましい。なお、今後、初めて戸籍に記載される者については、一定の制約を受けることになるものと考え、法施行前に戸籍に記載された者に関して、読み仮名の許容性、氏名との関連性において認められた事案との整合性については、整理する必要があるものとする。（江戸川区）
- ・ 「読み方等」という以上は、それが読み方等として自然に読めるものであることが前提とされるべきであり、命名等の自由を強調し過ぎるべきではない。
- ・ 権利濫用、公序良俗違反、公共の福祉を阻害するといったときには、届出を受理せず、あるいは戸籍に記載しないことができるとしておくべきである。その方法について、民法の一般条項によるだけでは市民にとって不明確である上、戸籍法は基本的には手続法の性格であるから、訴訟上や家事事件手続上の信義則が、民事訴訟法2条や家事事件手続法2条に別途規定が設けられているのと同様に、戸籍法自体に明文で定めておくべきである。

- ・ 字義や音訓についても、例えば在日韓国人や中国人が帰化するようなときには、韓国語読みや中国語読みでも差し支えないと考えられる上に、帰化する場合に限らず、外国語の字義や音訓との関連でもいいと思われる。また、およそ読めないような読み方や、単語の一般的な意義に反するものは制限すべきであるが、擬音語や擬態語の使用であっても、また、一般的な読み方の一部をとることであっても、構わないと考えられる。
- ・ 権利濫用法理等一般原則だけでは、戸籍受理時の審査に支障を来すおそれがある。かといって、乙案では命名文化や習慣が継承されない可能性がある。よって、乙案を基本としつつ国字の音訓や慣用によらない場合でも一定の範囲で許容しうる丙案が妥当。（以上、個人）

【文字の音訓（又は慣用）以外は認めるべきではないとする意見】 4 1 件（個人 4 1 件）

- ・ 漢字と読み方が異なる名前の許容範囲は広げすぎないでいただきたい。
- ・ 本来の漢字の読みや意味と異なるものを登録することは、漢字の音読み訓読みなど伝統文化に根差した漢字本来の読み方が誤って伝わることにもなりかねず、日本語の文化が失われかねないと憂慮する。
- ・ 提示された3案とも、いわゆる「キラキラネーム読み」や「英語読み」の名前が多数出現する恐れがあり、それらは、すべて「字義(文字の持つ意味)との関連性があれば認める」という抽象的で曖昧な要件によるもので、漢字の読み方についてのこれまでのルールが崩れ、また、本来の漢字の意味とは関係ない読み方が「公認」されることによって、漢字文化どころか「ひらがな」を含む日本語文化自体が崩れてしまう。字義との関連性がある読み方を認めると「関連性」という表現が抽象的であり、際限なく許容範囲が広がってしまうので、漢字文化・日本語文化を守るためにも、「読み仮名」の付け方には、しっかりしたルールを設けるべき。
- ・ 辞書にない読みがなは名前としてふさわしくない。
- ・ 難読文字や子供の将来の不利益を考慮して却下するなどの条件を設けるか、「ひらがな」か「カタカナ」に置き換え、届出ができるようにしてはどうか。
- ・ 漢字の読みがないものは認めなくてよい。（以上、個人）

【現に使用している読み方は認められるべきとする意見】 9 件（大阪司、個人 8 件）

- ・ 現在許容されている読み方を制限することにより、既に戸籍に記載されている者の読み方に変更が生じることや、将来使用することができなくなるといった不都合が生じないよう配慮する必要がある。（大阪司）
- ・ いずれの案をベースにする場合でも、現に本人が使用している読みはそのまま認めるべきである。
- ・ 平仮名（片仮名）を含む氏名は個人のアイデンティティの根幹であり、人によ

っては長年に渡って名乗ってきた氏名の変更を当事者の意図に反して強要することは極めて屈辱的かつ納得しがたいことが容易に想像できる。

- ・ いずれの案が採用されることになっても、施行前から続く読み方については、変更を余儀なくされることのないよう、配慮すべき。名前はその方そのものであり、すでにその個人を特定している読み方を、後付けの法律で縛るべきではない。
- ・ 既にパスポート等の公的機関で登録されている氏名の読みを、今後の法改正で受容しないことになると、大変な問題が起きる。本人からパスポート等の公的証明を提示したうえで申出があった場合には、従来の氏名の読みを必ず認める必要がある。（以上、個人）

【その他意見】

- ・ 乙案・丙案には「国字の音訓又は慣用」という言い回しがあるが、この「慣用」の範囲には、中国語・朝鮮語などでの漢字音をそのまま日本語での読みとした者とその子孫が引き続きその音を使用できる旨を含むことを明確にすべきである。
- ・ いずれの案にも共通する権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による許容性の審査については、基本的にそれが実施可能ではないことから、審査すべきではない。
- ・ 「慣用」の具体的な範囲として、少なくとも、主要な辞書に記載のある読み仮名は範囲内とみなすべき。
- ・ 権利濫用や公序良俗の問題は氏名の記録の段階で行うべきものではなく、別途取消や改名について手続き規定を設けるべきである。
- ・ 「国字の音訓若しくは慣用により表音されるもの（国字の音訓の一部のみを用いたものを含む。）」という文言を付加し、部分音訓が認められることを条文上明示すべき。
- ・ 新生児の名について音訓による表音を義務化し、名のりは事実上禁止する。
- ・ 今がキラキラネームだからといって、未来もずっとキラキラネームというわけではないのに、それを規制するのはどうなのか。名前の検索が困難であればマイナンバーで検索すればよい。
- ・ 難読の氏について、苗字辞典にあれば不特定多数が判別できるといえるのか。慣用の範囲を広げていただきたい。
- ・ 許容性及び関連性について自治体職員が判断することは（字義や多言語における読み方など）困難。（以上、個人）

2 試案本文の基準に関する意見

【甲案について】

- ・ 審査基準が抽象的であり、とりわけ字義との関連性も視野に入れた審査が想定されるとすれば、性質上統一的な処理が適切な氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの処理につき、判断に困難をきたし、法的安定性や当事者の予測可能性も

損なわれる懸念がある。権利濫用又は公序良俗違反の具体例や判断基準、考慮要素等が明確にされる必要がある。（最高裁）

【乙案について】

- ・ 慣用や字義との関連性といった基準があいまいであり、特に、裁判所はこれらの点に係る専門的知見を有しないことから、判断に困難をきたす懸念がある。また、字義との関連性等が認められない「よみかた」を使用し定着しているケースが相当程度存在することとの整合性を持った判断が難しい。（最高裁）
- ・ 戸籍届出の際に判断することは困難であり、著しい支障をきたす。案にあてはまらない「読み」を今まで既に使用している場合、氏名を変更しないといけなくなり、混乱を招く恐れがある。（志免町）
- ・ 「国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められる」とする案は、市区町村長（戸籍吏）にその判断を丸投げするに等しく、混乱を招く恐れが極めて高い。仮に、これが立法化された場合は、法務省において読み方が許容されるかどうかの詳細なデータベースと検索システムを構築し、市民が容易にその基準を容易に確認できるようにすべき。（個人）

【丙案について】

- ・ 慣用や字義との関連性といった基準があいまいであり、特に、裁判所はこれらの点に係る専門的知見を有しないことから、判断に困難をきたす懸念がある。（最高裁）
- ・ 戸籍届出の際に判断することは困難であり、著しい支障をきたす。対応するためには、全国の市区町村がその「読み」を確認できる統一システムの構築が必要。（志免町）

第2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの収集に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集

戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係るものについては、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生、国籍取得、帰化、氏の変更、名の変更、就籍の届書等）の記載事項とし、これを戸籍に記載することとする（注）。

（注）例えば、「届出事件の本人の氏又は名を初めて戸籍に記載するときは、届書にその氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載しなければならない。」というような規定を戸籍法に設けることが考えられる。

（意見の概要）

1 試案本文に対する意見

【賛成】 12件（日弁連、石川司、福岡行、京産大、宗像市、個人7件）

- ・ 情報収集方法としては賛成である。しかし、市民の側からの届出書等への記載方法と同じである必要はなく、片仮名でも平仮名でもいいとしておくべきである。（個人）

【反対】 1件（個人1件）

- ・ 第2の2の場合よりも規制を追加するいわれはなく、国民の納得も得られないだろう。（個人）

【その他意見】

- ・ 氏を含めて新規登録される場合をのぞき、すでに戸籍にある氏を使用する場合に、事前に氏の読み方が定まっていない場合、既に戸籍に記載されている者に係る収集が完了しないうちは、届書そのものが受理できないこととなる。試案の整理には手落ちがあり、このまま整理をすすめることには反対。（個人）

2 試案本文の注に対する意見

- ・ 仮に片仮名に決定した後は、各届出に氏名のみならず、氏名の「ヨミカタ」も届出書の記載事項として明記すべきである。なお、郵送等による届出書の受付があることを考えると、氏名のヨミカタ欄に平仮名で記載をした場合には、受付を拒絶するのではなく、受付を行った上で戸籍への記載は片仮名に変換して記載すべきである。（日弁連）
- ・ 出生届を提出する際、漢字制限のために「名未定」とせざるを得ない場合において、読みのみを届けることができるかどうか、整理する必要。（個人）

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者は、一定の期間内に本籍地の市区町村長（注1）に氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの申出をしなければならないものとし、一定期間内に当該申出があった場合には、当該市区町村長が当該申出に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載するものとする（注2）（注3）。

一定期間内に当該申出がない場合には、本籍地の市区町村長が国字の音訓又は慣用その他法務省令で定める方法により職権で、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載するものとする。

（注1）ここでは当該戸籍を管掌する本籍地の市区町村長を想定しているが、所在地の市区町村長を加えることも考えられる。

（注2）申出に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが第1の2により許容されるものでないとして戸籍に記載されなかった場合、その不服申立てについては、戸籍法第122条の規定を準用するものとするのが考えられる。

（注3）市区町村長の職権による戸籍への記載を促すものとしての「申出」ではなく、戸籍法上の「届出」と整理した上で、届出義務を課し、正当な理由なく期間内に届出がない場合には、過料の制裁を科す（戸籍法第137条参照）方法も考えられる。

（意見の概要）

1 試案本文に対する意見

【賛成】5件（福岡行、京産大、個人3件）

【反対】5件（個人5件）

- ・ 過料の制裁を予定するような届出制としないことや申出の手続を設けることには賛成であるが、申出のとおり記載することを原則とするのではなく、例えば、一定の年齢以上の日本国民に事前に告知した上で、反対する者に異論を言う機会を与えれば足りる。
- ・ 戸籍に記載された全国民について、届出主義の対象とすることは、国民に無用な負担を課すことになる。そもそも、既に戸籍に記載されている者の読み方等というものは、本来、これまでどうであったかという事実が記載されるべきものであり、仮に届出制とするならば、報告的届出の法的性格を有するものと考えられる。創設的届出のような性格のものでないとなれば、一定の手続保障さえしておけば、職権で調査確定したとしても、理論的な矛盾はない。
- ・ ふりがなのチェックや申請の手間を国民にかけさせるのは、果たして了承を得られるのか。
- ・ 国勢調査のように、国が予算をつけて、国（行政）の責任で収集すべき。
- ・ 住民票など、既にふりがなの記載されている公的書類を参照して自動的に記載する方法がよい。
- ・ 市町村長が、「出生届」と「マイナンバー」を利用して把握した住民の氏名の

「よみかた」を住民に通知し、一定の期間内に異議の申出がない場合は、その「よみかた」が確定される制度とすべき。（以上、個人）

【条件付きで賛成】日弁連

- ・ 国民が自らの氏名の読み方について一定期間内に申出をしなければならぬと位置づけることは賛成である。また、一定期間内に国民から申出がなかった場合には、国又は市区町村長が職権で読み仮名を付すことについては、国民への事前通知を条件として賛成である。

【その他の意見】

- ・ 既にパスポートや社会保険手続で使用されている読み仮名を否定することがあってはならない。
- ・ 国が読み仮名の収集センターを設置し、マイナンバーカードを持つ者については、マイナポータルから読み仮名を登録させるなど、地方公共団体の負担を軽減する方策を講じるのが良い。（以上、個人）

2 試案本文の申出人・申出期間に関する意見

【申出人について】

- ・ 同一戸籍内で氏の読み方について争いがあるという場合には、当事者間で話し合いによる解決が望ましいが、合意ができないときは家庭裁判所における審理で解決する制度が考えられるべきである。（日弁連）
- ・ 申出人の規定が必要（15歳未満の子供の場合は法定代理人が行う等）。戸籍に記載されている者それぞれが申出人となる場合、筆頭者・配偶者・構成員で氏の「読み」が異なる場合の対応についても検討が必要。さらに、筆頭者・配偶者からの申出はあるが、構成員からの申出がない場合の対応についても検討が必要。（志免町）
- ・ 申出すべき者が未成年者である場合の対応も定める必要がある（両親がいない子について未成年後見人がいる場合の申出者など）。
- ・ 自ら申出をすることができず、家族らの助力を得られにくい者（たとえば、後見の付されていない独居の高齢者、知的障害者など）は自らの氏名の読み方を申し出ることができない可能性がある。遠方の家族や当該高齢者等を介護する福祉ないし医療関係者による申出も可能とすべきではないか。（以上、個人）

【申出期間について】

- ・ 今回の提案は、申出期間内に申出がなかった場合に、どのような氏名の読み方が職権で付されることになるのかについて事前に国民に通知することになっていないこと、さらに、一定期間内に申出がなかったことにより職権で氏名の読み方を付したことも国民に通知する制度となっていないものと考えられ、これらの点

は反対である。

- ・ 申出期間を長くすれば国民からの申出の回収率が上がるという性質のものではなく、事前通知が届くであろう大多数の国民についての申出期間は改正法施行日から6か月程度とすべき。（以上、日弁連）
- ・ 1年未満では短く、3年を超えると長すぎる。（京産大）
- ・ より多くの申出がされることを目指すのであれば、多くの申出が処理可能な方法を構築した上で、現実的な期間を検討されたい。大都市圏においては、本籍人全員の読み仮名の申出を短期間で処理することは非常に困難である。現行の窓口来庁による申出及び郵送による申出という方法のみでは、5年でも処理困難であって、1年や3年という期間は、およそ現実的ではない。（江戸川区）
- ・ 一定の申出期間を設けることについては賛成。（個人）

3 試案本文の申出方法に関する意見

【職権記載に当たり通知をすべきとする意見】

- ・ 住民基本台帳で管理されている氏名の読み方の正確性や転記ミスがないのかについてはこれまで検証されたことがないものであるから、今回全国民に対して連絡する際に、それぞれの氏名の読み方として、住民基本台帳で整理されている読み方を通知し、この読み方で異議がないという場合には「異議なし」という欄にチェックし、異議があれば正確な読み方は「〇〇である」と記載した返信による申出を認めること、及び、申出期間内に申出がない場合には、通知した読み方を記載する制度とすることが、事務作業効率から考えても有効。（日弁連）
- ・ 住民票のフリガナ情報は、選挙の際に投票者氏名を確認する等の事務にも使用されており、最も実態に近い情報と考えられる。住所地市区町村が保有する住民票のフリガナ情報を本籍地市区町村に通知する特例措置等を設け、本籍地市区町村においては、読み仮名の申出を促す通知とあわせて、住民票のフリガナ情報を記載した読み仮名の申出用紙及び本籍地市区町村宛ての返信封筒を送付することにより、国民にとって過度の負担のない申出ができるものとする。（江戸川区）
- ・ 仮名表記した氏名を本籍地又は住所地の市区町村が有している場合には、申立人となるべき者に仮名表記したものを通知することに賛成する。（京産大）
- ・ 住民票上のカナ情報を活用して通知し、それに異議や誤りがある場合に申出させる方法が現実的でスムーズな整備方法、費用対効果からも効果的。
- ・ 届出させることを基本とした場合、届出急増。通常の届出事件と並行処理は無理。返信用封筒を通知に同封して郵送届出（本籍地宛て）を基本とする（住所地届出は拒めない）。（以上、宗像市）
- ・ 住所地では住民基本台帳、課税台帳等において既に読み方の情報を把握している場合が多いと考えられる。よって、読み方を収集する事業の第一段階としては、住所地の市区町村から住民に対して「住民基本台帳等には〇〇という読みが記録されているが、その通りで間違いはないか」という照会を一斉にかけることが相当

である。

- 手続保障の観点から、職権による記載の直前には、当該人物が居所不明の場合などを除いては、市区町村から何らかの方法により催告をすることを必須とすべきである。
- 住民票などに記載されている振り仮名については、ほとんどが正確なものだと考えられる。わざわざ、全国民に申出してもらう必要はない。例えば、すでに住民票が持っている読み仮名で通知し、自身の読み仮名と相違がない場合、申出は不要にし、相違があるものだけ、申出をしてもらったほうがよい。
- マイナポータルを活用したプッシュ型通知（例えば、「あなたの名前は住民票では〇〇と表記されていますが、こちらを戸籍に記載する場合はチェックを入れてください。訂正したい場合は記載欄に記載してください」などと通知）をして、マイナポータルの届出が一定時期までに来ない場合は、第二段階として郵送返信で手続、それらがダメな場合のみ第三段階として窓口手続、そして第四段階で職権登録としてはどうか。
- 市町村長が、「出生届」と「マイナンバー」を利用して把握した住民の氏名の「よみかた」を住民に通知し、一定の期間内に異議の申出がない場合は、その「よみかた」が確定される制度とするべき。
- 本籍地の市区町村が通知を行うとすると、読み方の情報を保有できているのは住所地の市区町村にしかないため、住所地である市区町村の読み方を一括して把握できる仕組みが必要である。
- 戸籍システムに便宜上登録されている読み仮名により一括して職権修正する旨事前に通知することはできないか。（以上、個人）

【通知は困難とする意見】

- 本籍地市区町村では「読み」を把握していない場合があり、プッシュ型の対応は難しい。（志免町）

【オンラインなど簡易な方法とすべきとする意見】

- 国民にとって負担にならない申出の方法として、マイナポータルを活用して、国の戸籍情報連携システムへ申請する方法を検討されたい。（江戸川区）
- オンラインでの届出を可能にすることも考えられるが、システム構築のコスト、マイナンバーカードの普及状況といった点で、現時点では課題が多い。
- 申出については、国民に過度の負担をかけないようにする観点から、マイナポータル、往復はがき、婚姻届や縁組届の際に同時に氏名の読み方を届け出られるようにするなど、さまざまな手段を用意すべき。
- 国が読み仮名の収集センターを設置し、データを戸籍管理者に送る。またはマイナンバーカードを持つ者については、マイナポータルから本人および同一戸籍にある者の読み仮名を登録させるなど、地方公共団体の負担を軽減する方策を講

じるのが良いと考える。

- ・ 氏名のふりがなをマイナンバーカードの電子証明機能を使って、マイナポータルで、いつでも届け出できるようにしてほしい。
- ・ 婚姻や転籍等、ほかの届け出をする際に届書のその他欄に簡便に申出ができる・ような制度（届書に記載したフリガナを戸籍に記載して欲しい旨の記載）の整備が必要。（以上、個人）
- ・ オンラインによる申出を求めるもの。（日弁連、個人）

【DV被害者等への配慮が必要であるとする意見】

- ・ DV被害に遭っている等の事情で当事者が住民票上の住所から転居し、所在地等の連絡も容易でないという場合には、通知や返信葉書での対応は期待できない。そこで、全国の市区町村において全国共通の氏名の読み方の申出用紙を備え置き、本件申出期間内はどこからでも申出を行うことができるという制度が有効である。なお、加害者等に居所を探索する手がかりを与え、DV被害に遭っている等の事情にある者を危険にさらすことのないよう、どこの市区町村で申出が行われたかに関する情報の秘匿は徹底される必要がある。（日弁連）
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置対象者は、同戸籍内に加害者が在籍する場合が多くあり、通知の送付や申出の受理にあたっては配慮が必要と考える。（江戸川区）
- ・ 収集が世帯ごとになる場合、配偶者間でDV被害があり別居が開始しているケースでは、別居中の世帯主でない配偶者が氏名の読み方を申し出る機会を失う可能性もある。世帯主でない配偶者による氏名の読み方に関する申出も可能とすることなどが認められるべきではないか。
- ・ 離婚前のDV案件の夫婦等において、どこに申出等をしたかが判明することにより、またDVの問題が起きることも考えられる。どこで申出がされたかを戸籍の記載自体や記録を閲覧等することで判明しないようにして、問題が生じないように配慮すべきである。（以上、個人）

4 試案本文の職権記載に関する意見

【職権記載に賛成（条件付きで賛成を含む）】

- ・ 個々の漢字の読みが複数ある場合には、実際の仮名表記と異なることが多数生じうるため、職権記載では、多くの混乱、不満が生じるであろう。職権記載の仮名表記については職権による記載であることが分かる形で管理することに賛成する。実際の仮名表記に違いが生じた場合でも、訂正可能であることを知れば、国から読み方を押しつけられたという類いの不満は和らげられると思われる。（京産大）
- ・ 職権記載することに賛成。顧客の銀行口座の登録時などは全銀システムを利用するため片仮名での照合を行う必要があり、本人確認書類が平仮名である場合は、

片仮名への変換等の対応をしたうえで銀行口座の登録などを行う必要がある。片仮名を採用することにより、全銀システムをはじめとする様々な場面での業務効率化が図られるとともに、種々のエラー等の削減効果も期待でき、より効果的かつ円滑な活用が図られる。（法人）

- ・ 原則として本人申出、それが得られなければ職権記載という手続きを定めることはやむを得ない。国民がいつでもその記録を速やかに差し替える権利を持つ限り、国民にとって受忍可能だと考える。
- ・ 市町村長が勝手に読み仮名を振ることは、誤りを生み出すだけで、不必要な混乱を招く。
- ・ 一定期間内に氏名の「よみかた」の申出がない場合については、「中間試案」のように市町村長が国字の音訓又は慣用その他法務省令で定める方法により職権で、決める制度には、賛成する。ただし、「国字の音訓又は慣用」について専門的な知見を有しているのは文化庁国語審議会であると考えられるため、この「法務省令」を制定する際には、文化庁国語審議会の意見を聴くことを戸籍法に定めるべきである。（以上、個人）

【職権記載に反対】

- ・ 申出がない場合に職権で氏名の平仮名（片仮名）を戸籍に記載すべきではない。誤ったよみかたを記載することで、本人との同一性が否定される可能性がある。婚姻・本籍地変更等の戸籍記載事項の届出の際や、戸籍謄本取得の際に、よみかたの記載がない者について届出を求める等の対応を取ってはどうか。（石川司）
- ・ 職権記載については、記載しないことがたとえ行政上マイナスとなったとしても、受け入れにくい。（奈教大）
- ・ 漢字の読み方は一通りとは限らず、職権での記載は、実際に呼称されているものと違うことが予想され、混乱を招くのではないか。
- ・ 市町村長が勝手に読み仮名を振ることは、誤りを生み出すだけで、不必要な混乱を招く。
- ・ 本人が望まない仮名表記がされた場合に、家庭裁判所で変更手続きをしなければならないのは、一方的すぎる。
- ・ 住民票上の読み仮名は、内部検索用に便宜的に付している場合も多く、必ずしも本人が日常用いている読み仮名と一致するとは限らない。本人に確認をしないまま一方的に住民票の読み仮名を戸籍の証明項目として引用記載するのはトラブルにつながる。全ての日本人を対象とするのであれば、相応の期間を置いて本人から収集すべきではないか。
- ・ 一定期間経過後に市区町村長が職権で記載する案については、強引な手法であり国民の納得を得られないことに加え、情報の正確性が担保されずに戸籍証明書の証明能力を低下させるものであって許容できない。
- ・ 本人からの申出がないからと言って、親が与えてくれた名前の呼び方を第三者

が勝手に決めてよいものか。職権で書き込むのは、個人の尊厳を傷つける行為で安易に認めることはできない。

- ・ 市区町村長が形式的に職権で戸籍に記載することには反対。既に社会生活において本人を識別する呼称として定着しているものと乖離した場合の影響は計り知れない。
- ・ 職権記載することの妥当性について、再度議論していただきたい。（以上、個人）

【市区町村等が保有する情報を利用すべきとする意見】

- ・ 住民票上のカナ情報の利用がスムーズな整備につながる。今一度、カナ情報の活用を検討されたい。「よみかた」を戸籍法、住基法に位置づけ、2つの法律間で共通した項目を整備するとすれば、住民票上のカナ情報を活用可能になるのではないか。（宗像市）
- ・ 本籍地自治体が恣意的に読み仮名を当てるのではなく、住民票のある自治体に照会をかけ、居住地自治体が利用している読み仮名のデータベースなどを利用すべき。
- ・ 市町村にフリガナの情報がある場合は職権記載でもよいが、ない場合は職権記載ができないとすべきである。
- ・ 既に住民基本台帳に「ふりがな」が振られている。なぜそれを利用しようとするのか。
- ・ 現在住民基本台帳に氏名の「フリガナ」が記載されている場合はその情報や、マイナンバーカードの交付申請時に点字表記を希望した場合に表記される「よみかた」の情報を戸籍に記載することを検討すべき。
- ・ 現状すでに、市区町村以外にも多くの公的機関が、国民の氏名の読み方をデータベースに記録していると考えられる。これらの公的機関のうち、たとえば健康保険組合、都道府県公安委員会（運転免許データベース）、日本年金機構などから、市区町村長が職権で情報提供を受けられるようにすることを検討すべきである。
- ・ 福祉施設や病院に長期にいる者や高齢者などは、自分で市町村の役所へ届出することができない。また、大勢の届け出を受理し、ふりがなの記載をする事務は役所の仕事を多忙にするため、ふりがなの自主的届出をせず、マイナンバーや住民票、税務署への届け出書類、年金書類など、既にふりがなの記載されている公的書類から参照して公的機関により自動的に記載する方法を採る方が良い。
- ・ どうしても職権でしたいのであれば、個人情報に配慮しつつ、金融機関や学校、職場、他の行政機関からのフリガナ情報の取得を可能とする法律を策定した上で、数年以上経っても届出がない者に限って行うなど、ある種の超法規的措置として位置づけるべきである。（以上、個人）

【職権記載した後の訂正・変更に関する意見】

- ・ 職権記載による仮名表記では実際の表記との不一致が生じることが多く生じるため、簡便な方法での職権訂正の申し出とすべき。（京産大）
- ・ 家庭裁判所の手続を必要とするのは負担が重すぎる。
- ・ 極めて簡易な手続で訂正ができるようにすべき。海外在住者および何らかの事情により住民登録地を離れて生活している者は、「申出を容易にする方策」に記載されている、予定される読みの通知を受け取ることが困難であったり、法定期間中に届出をすることが困難であったりすることがある。
- ・ 職権記載の場合は、戸籍上に「職権記載」である旨を明記し、裁判所の許可なく本人申出のみで変更できることを明記するべき。
- ・ 本人が届け出ることが可能な状態となった時点で、家庭裁判所の許可を得ることなく届出により変更できるようすべき。（以上、個人）

5 試案本文の注1に対する意見

- ・ 氏名の読み方の申出の受付機関は、本籍地に限りことなく一時滞在地を含めた市区町村に広げるべきであり、賛成である。（日弁連）
- ・ 所在地の市区町村長を加える方が、申出の負担が軽減される。（京産大）
- ・ 賛成（個人1件）

6 試案本文の注2に対する意見

- ・ 賛成である。もっとも、（試案第1の2において）甲案を採用する立場であれば、（注2）の適用場面は極めて限定的なものになると考えられる。（日弁連）
- ・ 社会においてこれまで使用してきたが、許容されないと判断された呼称を通称として使用し続ける者は、戸籍上の仮名表記と通称が異なることで本人に不都合が生じることがあり得る。字義との関連性を有しない仮名表記であっても、パスポートに表記されているという理由から認めると、パスポートを作成しているか否かによって、関連性の判断に違いが出ることの妥当性には疑問がある。（京産大）
- ・ 戸籍法第122条を適用することに賛成する。氏名の「よみかた」は個人にとって極めて重要な問題であるため、家庭裁判所に不服の申立てをすることを認めるのが妥当である。（個人）
- ・ 賛成（個人2件）

7 試案本文の注3に対する意見

- ・ これまで届出事項ではなかった氏名の読み方を、今回の法改正によって届出事項にしたから届出義務があるとして、一定の期間内に届出を行わなかった場合には過料に処するという発想については、国民に対する強権的な姿勢の表れであり根本的に反対である。（日弁連）

- ・ 義務違反として過料を科す必要はないと考える。職権記載が行われるのであれば、過料を科してまで集める必要はないとも考えられる。（京産大）
- ・ 行政効率化の観点からの提案にもかかわらず、一定期間内に届出をしない場合には過料制裁であれば、国民の大多数が納得しない。
- ・ 行政効率のためにこのような制裁を導入することは、到底容認できない。
- ・ 戸籍に記載された全国民について、届出主義の対象とすることは、国民に無用の負担を課すことになる。とりわけ、過料による制裁など規定するのは、本来国民のための便宜を図るための制度の導入方法としても、望ましくなく、理解を得られるものではない。（以上、個人）
- ・ 賛成（個人 1 件）
- ・ 反対（石川司、個人 3 件）

8 国民に対する周知に関する意見

- ・ 国民からの申出を実行あらしめるためには、本改正法が公布されると各種メディアやポスターにより、①今回の改正の趣旨、②申出の期間と申出の方法（申出用紙や返信用葉書、マイナポータル等）、③申出期間内に申出がなされなかったときには市区町村長が職権で氏名の読み方を記載すること、④職権で氏名のヨミカタが付される場合にはこのような読み方になること、等を記載した内容を全国民に通知することが妥当であり必要と思われる。（日弁連）
- ・ 施行の際は、テレビCMなどを活用していただき、周知を徹底していただきたい。
- ・ 政府、行政、報道機関が一丸となってフリガナの届出をしなければならない事を周知するべきである。（以上、個人）

第3 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの変更に関する事項

1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

氏又は名の変更に伴わない場合の規律は、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注1）。

- ① やむを得ない事由【正当な事由】（注2）によって氏を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- ② 正当な事由によって名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

【乙案】【甲案】に加え、戸籍法に次のような内容の規律を設けるものとする（注3）。

氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、成年に達した時から1年以内に届け出る場合その他法務省令で定める場合に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

（注1）成年に達した者が自ら氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを届け出た（申し出た）後、これを変更しようとする場合には、その変更の可否はより厳しく審査されるべきものとするとも考えられる。

（注2）変更の要件について、氏の変更（戸籍法第107条）よりも緩和することとし、「やむを得ない事由」に代えて「正当な事由」とする案も考えられる。

（注3）【乙案】による変更は、一度に限ることとする。

（意見の概要）

1 試案本文に対する意見

【甲案を支持する意見】 11件（日弁連、福岡行、奈教大、個人8件）

- ・ 氏名の読み方のみの変更についても氏名の変更の場合と基本的には同様に家庭裁判所の許可を要する制度にすべきである。乙案については、氏名の変更も読み方の変更も、いずれも変更を求める理由・動機が重要であり、この点の判断は裁判所での審理に適するものであり、この点を不要として市区町村に届出を行うことによって変更を認めることは妥当ではない。（日弁連）
- ・ 戸籍窓口において変更の要件を審査するのは窓口側の負担が大きい。（福岡行）
- ・ 変更の理由や動機は、裁判所において審査されるべきである。
- ・ 現行と同様にすることが混乱が少ない。（以上、個人）

【乙案を支持する意見】 16件（石川司、京産大、個人14件）

- ・ 成年に達した者について、例外を設けることが、民法第791条第4項の趣旨にかなう。（石川司）
- ・ 仮名表記が変更できるとしても、漢字は定まっており、関連性の範囲内での仮名表記の変更という枠内であるため、大きな問題は生じないと考える。（京産大）
- ・ 総論としては乙案を支持するが、試案の「1年間」では、たとえば高校3年次に18歳に達した者が卒業して新生活を始めた直後に届出期限が到来してしまい、生活に支障を来すことが考えられることから、2年間又は3年間で相当である。
- ・ 読みのみを国字の音訓または慣用に従うもの・正当な事由のあるものに変更したい場合は、現行制度と同等に、裁判所の許可を得ないで簡易迅速な手続により変更を可能とする手続を設けるべき。乙案はその時期を成年後1年以内に限っているが、現行制度では期間制限はないことからしても、期間制限を設ける合理性はないこと、読みを国字の音訓または慣用に従うもの・正当な事由のあるものに改めることは本人に利益があるだけでなく、社会全体としてもむしろ望ましいことから、期間制限を設けるべきでない。
- ・ 届出期間について、成年（18歳）に達した日から1年以内とするのは、その期間中に大学受験や就職活動により届出をすることができない場合も想定されるため、民法（親子法制）改正後の嫡出否認の提訴期間の規律（21歳に達するまで）を参考に、成年に達した日から3年以内とすべきである。
- ・ 高校卒業前に18歳を迎えることになる者が多い中、この段階で自己の名について1年以内に変更の有無を判断させることは酷なことであり、猶予期間を延長すべきと考える。行政手続上の負担と名の社会的安定性を考えると「成年に達した時から3年以内に届け出る場合」がよい。
- ・ 自己責任を負うことができる年齢として、期限を「21歳の誕生日を迎える日までの間」とする仕組みが妥当。
- ・ 「その他法務省令で定める場合」として、「従来の平仮名（片仮名）による表記に対して、上記(a)「性別違和を持つ場合」や、(b)「付けられた名前が、戸籍上の性別と異なると思われがちな場合」（男性であるが女性的な名、女性であるが男性的な名）を、例として明記すべき。
性別違和を持つ人の多くは、成人となるまでにそのことを自覚することが多く、就職や大学等への進学の際である、18歳の成人年齢かその直後において、必要であれば自分にふさわしいと思える平仮名（片仮名）表記に変えることもしやすい制度とすべき。（以上、個人）

【届出のみで変更を可能とすべきとの意見】 2件（個人2件）

- ・ 現在、氏名の読み仮名の変更を自由に行える法制の下で、弊害、不都合がないと考えられるので、氏又は名の変更を伴わない場合には、届け出れば変更ができるとすべき。

- ・ 届出のみで変更を可能とすべき。（以上、個人）

【その他意見】

- ・ （乙案について）変更にか裁の許可を不要とする期間が不適切。「よみかた＝日常通常生活における他者からの呼ばれ方」であると考えれば、未成年者であっても自身の呼ばれ方は自認でき、そういった意味で社会的身分変動を伴う他の戸籍届出とは異なる。未成年者が「よみかた」の記載を変更したいときには家裁の許可が必要となり、その期間は最長18年である。住民票上のカナを通知して「よみかた」を認識させた上で一定期間に届出させる方法を取れば、猶予を設ける必要はない。（宗像市）
- ・ 乙案の場合、第1の2と同じく、変更しようとする読み仮名の許容性等を自治体職員が判断することは困難であり、特にその読み仮名で個人が社会上認識されている場合、影響は大きいと考えられるため、第1の2と同様の指針が必要と考えられる。
- ・ 乙案の目的が「親につけられた名前に不満がある場合の救済」という事にあるならば、漢字の名の方も同様に検討すべき。
- ・ 「法務省令で定める場合」の一つとして、名の読み方が性自認と一致しないケースへの手当てとして「性別の取扱いの変更の審判を受けたとき」とあるが（補足説明17頁）、それでは規定振りが厳しすぎる。窓口でできる審査に限界があるために「性別の取扱いの変更の審判を受けたとき」と規定するほかない、という可能性は想像できるが、その場合には、性別変更審判を受けていない者が読み方を変更することが大幅に困難になることのないよう、他の部分で追加の手当てができないか検討すべきではないか。（以上、個人）

2 試案本文の注1に対する意見

- ・ 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを自ら届け出たものかどうかの審理が必要となるが、戸籍への記載等、客観的資料によりこれを明らかにするべきである。そのような措置がとられなければ、自ら届け出たものか的事实認定が困難となり、また手続が長期化する懸念がある。
- ・ 「やむを得ない事由」よりも厳しくすると、要件や審査基準が明確に定められなければ、判断に困難をきたす懸念がある。（以上、最高裁）
- ・ 「より厳しく」の根拠が不明。
- ・ 具体的事例における適用判断の問題にすぎないため、そのような規定を設ける必要はない。（以上、個人）

3 試案本文の注2に対する意見

- ・ 緩和される具体的な要件や審査基準が明確に定められなければ、判断に困難をきたす懸念がある。（最高裁）

- ・ 登録された読み仮名が頻繁に変更されることを制度的に抑止できればよいのだから、「やむを得ない事由」まで求める必要はなく、「正当な事由」で足りる。
- ・ 氏の変更と氏の読み仮名の変更の要件は同様であるべき。（以上、個人）

4 試案本文の注3に対する意見

- ・ 「一度に限ることにする」の制限の根拠が不明。
- ・ 一回限りと制限をつけるなら、もっと期間を長く（10年など）とってもいいのではないか。
- ・ 法的安定性の観点から1度に限定するべき。
- ・ 一律に1回とするのではなく、具体的事例において当否の判断がされるべきではないか。（以上、個人）

2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

戸籍法第107条第1項又は第107条の2の規定により氏又は名を変更しようとするときは、その平仮名（片仮名）で表記したものととも、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないこととする。

（意見の概要）

【賛成】 11件（日弁連、石川司、福岡行、宗像市、個人7件）

- これまでは氏名の読み方は法律上の要件ではなかったことから、家庭裁判所における氏名（文字）変更の審理において、従前の氏名では読み方も含めてどのような不都合があったかなどの事情を説明し、新たな氏名では読み方も含めて不都合な部分が解消されることが期待できると説明してきたものである。氏名（文字）とその読み方は、一体として個人の特定のために機能しているものであり、従前の運用では家庭裁判所は、変更後の氏名の読み方については要件ではなかったため関心を示してこなかったが、今後は第1の2の要件に応じて判断をすることになる。（日弁連）
- もともと、氏名の読み方ないし振り仮名は、氏名の文字表記と一体となって、人の同一性を識別するための標識となっている上に、珍奇や難読等の判断は、文字表記だけではなく、読み方等と一体となつての総合判断のはずである。（個人）

【反対】 2件（個人2件）

- 届出のみで変更を可能とすべき。（個人）

中間試案に関連するその他の意見

【戸籍情報システムの仕様に関する意見】

- ・ 読み仮名の申出用紙を送付した場合であっても、窓口来庁時に持参されない場合も想定される。来庁時に負担なく申出が可能となるよう、戸籍情報システムから対象者情報が記載された申出書を出力する機能を標準仕様とされたい。
- ・ 相当数と想定される職権記載について、大量の職権記載書を手動で作成するのは困難。戸籍情報システム内にて職権記載書を作成の上、職員審査後に、一般的な届出入力と同等の戸籍記載、受付ファイル作成、職権記載書のイメージ作成及び登録、読み仮名職権の本人宛お知らせの出力を自動的にできる機能を標準仕様とされたい。（以上、江戸川区）
- ・ システム改修等、整備に向けた行動を令和5年度中に開始するといった想定なら、至急事業計画、予算化に向けた準備が必要になるので、急ぎスケジュールと実施内容、手順を示していただく必要がある。必要な時間を考慮したスケジュール感となるようにしていただきたい。
- ・ 戸籍の標準システム仕様書の中に、戸籍の記載事項としての「よみかた」が位置づけられていない。戸籍の標準化システムとしての「よみかた」の位置づけと機能の整理を行った上で、具体的な整備に向けて動き出せるよう仕様書を整備していただきたい。（以上、宗像市）

【読み仮名申出書及び職権記載書の保管に関する意見】

- ・ 申出書及び職権記載書の原本は受理地市区町村で保管することとなるが、保管場所が確保できるのか懸念される。マイナポータルを活用した申出又は戸籍情報システム内で職権記載書を作成することが可能となった場合は、申出書又は職権記載書のイメージを戸籍情報連携システム内に保管し、紙原本の保管は省略する特例措置を設ける等、申出書の保管についても検討されたい。（江戸川区）

【財政措置、事務体制等についての意見】

- ・ 読み仮名対応にかかる経費については、必要経費の満額を補助金の対象としていただきたい。併せて、通知事務や問合せ対応のコールセンター設置等については、J-LIS等による対応を総務省と協議いただき、国において対応いただきたい。（江戸川区）
- ・ 業務体制については、通知の基準、問い合わせの対応、届出（窓口・郵送）の対応等を民間委託に一括してほしい。（個人）

【戸籍法部会委員等の人選についての意見】

- ・ 成人以上の全国民に申請の負担をかける制度の割には、人選に偏りが生じていると言わざるを得ない。家裁で改名することの多い、内心の自由に触れることの多い宗教者を1名以上入れてはどうか。（個人）

中間試案以外の戸籍事務に対する意見

- 常用漢字の中には「淫」「賂」など、公序良俗の観点から子の名に用いるのには著しく不適當な漢字が含まれていることから、これらの文字を人名用漢字から除外する法的措置を講じるべきである。
- 人名用漢字の範囲を拡大すべき。
- 役所への届出だけで改名できるようにしてほしい。(以上、個人)